

委員会提出議案第2号

手話言語法制定を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成26年6月20日提出

提出者

教育民生委員会委員長 福 沢 美由紀

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

別 紙

手話言語法制定を求める意見書

## 手話言語法制定を求める意見書

聴覚障害者は、昔から「手指、体の動き、表情を使う、またはそれらを目で見る」という視覚言語（手話）を使用して、コミュニケーションを行ってきました。しかし、法的には手話は言語として認められていなかったために、社会のいろいろな場面で不利益を被り、差別され、排除されてきました。また、聞こえる人たちとコミュニケーションができないため、まだまだ聴覚障害者や手話に対する理解が社会では進んでいません。

平成18年12月に国連で採択された障害者権利条約は、生活・仕事・司法・参政権・医療など、あらゆる面で障害者の権利を守り、社会に合理的配慮の責任を求めた条約です。その条約の「定義」において、「言語には音声言語と『手話』が含まれる」ことが盛り込まれ、「手話が言語である」ことが世界的に認められました。

日本においても、その条約の批准に向け、平成23年に障害者基本法を改正し、その第3条（地域社会における共生等）に、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、手話は言語に含まれることが明記されました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、それに基づいて、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

### 記

1. 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月20日

三重県亀山市議会 議長 前田 耕 一

内閣総理大臣  
内閣官房長大  
総務科学大臣  
閣務科労働院  
生議院議

菅野新下田伊山  
倍藤村村吹崎  
晋義義博憲文正  
三偉孝文久明昭  
様様様様様様